



平成 22 年 2 月 25 日

各 位

会社名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長井 幸夫
(コード番号 2533 東証・大証・名証第一部、札幌)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
牛込 真澄 (TEL 03-3575-2777)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 3 月 29 日開催の当社第 100 回定時株主総会の決議により株主の皆様の承認を得て、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「旧大規模買付ルール」といいます。）を導入いたしました。旧大規模買付ルールの有効期間は平成 22 年 3 月 26 日開催予定の当社第 103 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧大規模買付ルール導入後の情勢変化等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、旧大規模買付ルールのあり方について継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、平成 22 年 2 月 25 日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧大規模買付ルールを一部改訂し、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本大規模買付ルール」といいます。）を更新することを当社取締役全員の賛成により決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本大規模買付ルールにつきましては、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が、本大規模買付ルールの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

なお、現在、当社株式の大規模買付行為の打診、申入れ等は一切なされておられません。

平成 21 年 12 月 31 日現在の大株主の状況は、添付「資料」のとおりであります。

記

<旧大規模買付ルールからの改訂の概要>

- (1) 「4. 本大規模買付ルールの概要(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請」について、提供を求める情報の内容等を追加しました。
- (2) 「4. 本大規模買付ルールの概要(2) 取締役会による評価・検討」について、取締役会での検討期間は、当初の期間（最長で 60 日または 90 日）に変更はありませんが、延長は、恣意的運用を排除するため、上限（30 日）を設定しました。
- (3) 「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針（1）大規模買付者が本大規模買付ルールを遵守しない場合」について、買収防衛策の発動にあたり、株主総会で株主の皆様のご意思を確認する必要があることを明記しました。
- (4) 「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」について、恣意的な判断が入る余地を排除するため、「(2) 大規模買付者が本大規模買付ルールを遵守した場合」でも対抗措置を発動する事項の一部を削除しました。
- (5) 「6. 独立委員会」について、諮問事項および手続きを追加しました。
- (6) 金融商品取引法の施行に伴い関連法令の名称を修正した他、株券電子化に伴い所要の記載の修正をしました。
- (7) その他、上記の見直しに関連する記載内容の拡充および明確化、引用箇所記載の修正等、所要の修正をしました。

以 上

1. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、機動的な事業展開による最適経営を可能とする持株会社体制の下、酒類事業や酵素医薬品事業等の分野において、発酵技術等を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業活動を展開しております。

具体的には「顧客志向」と「収益志向」を経営の基本に据えたグループ経営を徹底し、中長期的な経営戦略に基づき企業価値の向上に努めることにより、業容の拡大、収益力の強化を図っております。

今後もこれらの取組みを継続しながら、株主の皆様、お客様をはじめとした取引先との関係を永続的に維持・発展させ、安定的な経営を行うことにより、当社または当社グループ全体の持続的な企業価値向上ならびに当社株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの共同の利益を確保することを会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 当社における基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 企業価値の最大化に向けた経営戦略

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかなくらしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類事業や酵素医薬品事業等の分野において、発酵技術等を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業活動を展開しております。

その中で第一に、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを基盤とし、その上で「顧客志向」と「収益志向」を追求し、「将来価値の共創」を通じて、経営品質の向上、ひいてはグループ企業価値の最大化を図ることを経営の基本としております。

これら経営の基本方針に則り、以下の項目を中長期的な会社の経営戦略としております。

株主重視の経営。

収益重視の経営を実践するために、コアコンピタンスを強化し、「選択と集中」による事業ポートフォリオの再構築を一層推進する。

持株会社体制の下、当社および事業会社各社の機能分担によりグループの全体最適化を図る。

お客様の求める価値を追求しつつ、差異性のある商品とサービスの提供により顧客ロイヤリティーを獲得する。

「トータルコストリダクション」の実行によるコストリーダーシップを十分に発揮する。

財務体質を強固なものとし、経営基盤を確固たるものとする。

コンプライアンス経営の強化により、企業としての社会的責任を果たす。

これらの経営戦略に基づき、当社グループは、グループの全体最適・グループシナジーの最大化を見据え、中期経営計画「オエノンニューバリュープラン」の目標達成に向けて取り組んでまいります。

また、グループ企業価値の向上に当たっては、「CSR（企業の社会的責任）」、「内部統制」、「ワークライフバランス」に加え、「地球環境に配慮した経営」に重点を置いてまいります。各々のミッションに対して、従来型の概念を廃し独創的かつ斬新な発想を持って取り組み、現行事業を総点検し、事業構造の抜本的改革を図ってまいります。

さらに、発想の基本となす「ブレインパワー（統合力、分析力、創造力、論理力）」と行動の基本となす「三現主義（現場・現実・現物）」を機軸とした活動により、各種課題の解決に邁進

しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値の最大化

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために不可欠な仕組みである「コーポレート・ガバナンスの強化」を重要な課題として取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスの具体的な内容は以下のとおりです。

基本的な考え方

当社グループは、「自然の恵みを活かし、バイオ技術をベースに、人々に食の楽しさと健やかな暮らしを提供します。」というグループ企業理念の下、酒類事業や酵素医薬品事業等の分野において、発酵技術等を核とする「バイオテクノロジー」をベースとした事業活動を展開しております。

その中で第一に、お客様に「安心」・「安全」をお届けすることを基盤とし、その上で「顧客志向」と「収益志向」を追求することにより、経営品質の向上、ひいてはグループ企業価値の最大化を図ることを経営の基本としております。また、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとして位置付けております。

これら政策遂行のため、当社グループは、法令遵守等を通じた「よき企業市民」たることを経営の根幹とし、その上で透明性があり、かつ機動的・スピーディーな経営を実践することを基本的な考え方としております。

グループ全体経営においては、持株会社である当社は経営戦略の策定等を通じた監督機能を有し、これに基づき各事業会社が業務を執行するという体制であり、グループ経営において「経営の監督機能と執行機能」を明確に区分しております。持株会社である当社は、取締役数を最適化し、合理的、効率的に経営の意思決定を行える体制を整え、監査役制度の有効性を確認しつつコーポレート・ガバナンスの確保、充実を目指しております。

さらに、グループとしては、的確・適正な業務執行を担保する「グループ会社管理規程」により各事業会社の経営情報の事前協議や報告を義務付けております。また、グループ全体の意思統一を図るため、主要事業会社の代表取締役等をメンバーとする「グループ経営会議」を定期的開催し、この中でグループ全体の具体的施策等に関する議題を協議しております。

この他、当社グループは行動原則の全社員への配布等、法令遵守はもとより、あるべき企業倫理も含め、コーポレート・ガバナンス徹底のために諸施策を実施しております。

コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の実施状況

ア 当社は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。

イ 監査役監査につきましては、常勤監査役が中心となり、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

内部監査につきましては、監査室(6名)を社長直轄とし、グループ内の監査を実施しており、必要に応じて監査役と連携しております。

ウ 当社は、グループ全体の意思統一を図るため、主要事業会社の代表取締役等をメンバーとする「グループ経営会議」を定期的開催し、この中でグループ全体の具体的施策等に関する議題を協議しております。

エ 当社は、「グループ会社管理規程」により各事業会社の経営情報の事前協議や報告を義務付け、的確・適正な業務執行を担保する手続をルール化しております。

オ 各事業会社においては執行役員制度等その事業規模や機能に応じた各種制度を導入し、各社における経営会議および取締役会において十分な討議を重ねながら、業務を執行しており

ます。また、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制等の問題に広く取り組むため、CSR委員会を設置しております。

カ 内部統制の仕組み

当社および各事業会社において内部けん制機能を活かした組織・社内業務管理体制の構築を目的としたシステムを運用しております。

キ 弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

弁護士につきましては重要な法務的課題、コンプライアンスにかかる事象毎に相談し、助言と指導を受けております。

会計監査人につきましては、重要な会計的課題毎に相談し、助言と指導を受けております。

(3) 配当政策

当社の配当にあたっては、当社の業績、連結決算の状況および将来の収益並びに財務体質の状況等を総合的に勘案しつつ、中長期視点に立ち安定的配当を実施することを基本方針としております。

また、剰余金の配当につきましては、上記基本方針をもとに年1回の期末配当とし、実施にあたっては、定時株主総会の決議により決定することとしております。

3. 本大規模買付ルールの目的 - 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、持株会社として幅広いノウハウと豊富な経験および国内外の顧客・従業員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であると認識し、株主価値向上に努めております。

しかし、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされたときに、かかる行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）の提示する当社株式の取得対価が妥当であるか否かを株主の皆様が短期間で判断するために、大規模買付者および当社取締役会からの必要かつ十分な情報が不可欠であると考えます。

また、当社株式の継続的保有をお考えの株主の皆様にとっては、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者の当社の経営に参画をしたときの経営方針・事業計画の内容が、当社のあらゆるステークホルダーとの関係についての方針を含め、継続保有検討に際して重要な判断材料であり、当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見も当社株主の皆様にとって重要な判断材料であると考えます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、上記1.「基本方針」に沿って旧大規模買付ルールを改定し、本大規模買付ルールを更新いたしました。

4. 本大規模買付ルールの概要

本大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

本大規模買付ルールの内容は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下「本大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。

本大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容および態様等によって異なるため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した「意向表明書」を提出していただくこととします。

意向表明書には、以下の内容を記載していただきます。

大規模買付者の氏名または名称、住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、会社等の目的および事業の内容並びに大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要

大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の数および大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡または重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合には、すべての記載を求めます。))を含みます。)

大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数および意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

本大規模買付ルールを遵守する旨の誓約(複数の企業あるいは個人により構成される場合には、すべての主体の誓約を求めます。)

当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提出していただくべき本大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。なお、当初提供していただいた情報だけでは本大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断した時点で、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適宜・適時、その全部または一部を公表いたします。

提供していただく情報の具体的内容は、大規模買付者の属性等により異なりますが、以下の各項目に記載する情報は、原則として本大規模買付情報のリストに含むものいたします。なお、本大規模買付情報のリストに含まれる情報の具体的内容は、当社取締役会が、大規模買付行為の条件、方法等に照らして合理的に決定いたします。

なお、上記「意向表明書」および本大規模買付情報の提供は、日本語で行っていただくこととします。

大規模買付者およびそのグループの概要、経歴、属性等

大規模買付行為の目的、方法および内容

大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容(議決権の行使、取得した株式の売却に関する意思連絡等を含みます。)

買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、その他の概要・属性

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、経営理念、事業

計画および資本政策

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策、並びに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠

大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダーに関係する変更の有無およびその内容

大規模買付行為完了後に意図する株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合は、その必要性

重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合または大規模買付行為後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その内容

大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約その他第三者との間の重要な契約または取決め（以下「貸借契約等」といいます。）がある場合には、その内容

大規模買付者が大規模買付行為完了後に取得を予定する当社の株式等に関する貸借契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、その内容

大規模買付行為完了後に当社の株式等をさらに取得する予定がある場合は、その理由および内容

大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営む場合は大規模買付行為完了後の独占禁止法その他競争法に照らした適法性の根拠

その他大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会が合理的に必要なと考える情報

(2) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して本大規模買付情報の提供を完了した後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための相当な期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）が確保されるべきものと考えており、大規模買付手法の態様により以下の あるいは に掲げる期間の範囲内で合理的に必要な期間を設定いたします。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付行為の場合には最長60日間

上記以外の大規模買付行為の場合は最長90日間

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら、提供された本大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしたします。

なお、当初の取締役会評価期間終了時まで、取締役会の意見の公表または代替案の提示等を完了するに至らないことにやむを得ない事由がある場合、当社取締役会は、下記6.に記載の独立委員会に対して取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非を諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、本大規模買付情報の評価・検討、大規模買付者との交渉・代替案の作成等に合理的に必要なとされる範囲内で、取締役会評価期間を延長することができるものとし

ます。期間の延長は、恣意的運用を排除するため、30日を上限とし、原則として一度に限るものとし、

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、当該決議された具体的期間および当該延長の理由について、適用ある法令および金融商品取引所諸規則に従い、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し一定の対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、評価期間の開始または終了の有無を問わず、後記の新株予約権の発行等、会社法その他法令および当社の定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(1) 大規模買付者が本大規模買付ルールを遵守しない場合

() 独立委員会の勧告に基づき発動する場合

大規模買付者が本大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

かかる場合、下記6.(2)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。独立委員会は、この諮問に対して、対抗措置の発動が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、真に資するものであるか否かという観点に基づき、検討を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

具体的な対抗措置については、その時点で、当社取締役会が最も相当と認められるものを選択することとなります。当社取締役会が具体的な対抗措置として、株主割当により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行する場合の概要は以下のとおりです。

本新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当ていたします。

本新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は原則1株といたします。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。また、当社取締役会は、本新株予約権の発行に際し、決議時の当社発行可能株式総数の範囲内で、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を、1株未満の数と定めることができるものとします。

発行する本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数といたします。

本新株予約権の発行価額

無償といたします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、当社普通株式1株につき1円以上で当社取締役会が定める額といたします。

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

本新株予約権の行使期間

当社取締役会にて別途定めるものといたします。

本新株予約権の行使条件

ア 大規模買付者を含む特定株主グループ、大規模買付者から上記に定める当社取締役会承認を得ることなく、大規模買付者を含む特定株主グループから本新株予約権を譲渡された者は当該本新株予約権を行使できないものといたします。

イ その他本新株予約権の行使条件に関しては、当社取締役会において別途定めるものといたします。

本新株予約権の消却事由および条件

当社取締役会において別途定めるものといたします。

当社による本新株予約権の取得

会社法の規定に基づき、当社取締役会の決定によって、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付して、当該本新株予約権を取得することができる旨の取得条項(大規模買付者を含む特定株主グループの保有する本新株予約権を除きます。)を本新株予約権に付けることができるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使の条件および本新株予約権に取得条項が付された場合は、取得の条件として、本新株予約権の保有者に自己が大規模買付者ではないことおよび本新株予約権を大規模買付者のために保有する者ではないことの確認を求め、かつ、合理的な範囲で、その根拠を示す資料の提出を求める場合があります。なお、本新株予約権の取得にかかる条件の詳細は、当社取締役会において別途定めるものといたします。

当社による本新株予約権の発行の中止について

当社取締役会は、一旦本新株予約権の発行を決議した場合であっても、合理的・客観的相当性を認めるときは、改めて、独立委員会の勧告を仰ぎ、当該勧告を最大限に尊重した上で、本新株予約権の株主割当ての効力発生日までに本新株予約権の株主割当てを中止し、または本新株予約権の株主割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに、消却の適否等を決定し、本新株予約権を無償にて取得する等の決定を行う場合があります。

これらの発行中止、消却等の決定が行われた場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

その他

本新株予約権の効力発生日その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものといたします。

() 株主意思確認総会の承認に基づき発動する場合

独立委員会が上記勧告に際して、株主総会の承認を予め得るべき旨を留保した場合、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き実務上可能な限り速やかに株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認させていただくことができるものといたします。

当該株主意思確認総会において対抗措置の発動が承認された場合、当社取締役会は対抗措置の発動する旨の決議を行い、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動が承認されなかった場合、当社取締役会は対抗措置を発動しない旨の決議を行います。大規模買付行為は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決議を行った後にのみ開始されるべきものとし、決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始してはならないものいたします。

なお、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

(2) 大規模買付者が本大規模買付ルールを遵守した場合

() 原則

大規模買付者が本大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

() 独立委員会の勧告に基づき発動する場合

本大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会は、対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下の から のいずれかの類型に該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすような場合に該当するものと考えます。

なお、以下の から のいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって対抗措置を講じるものではありません。あくまで当社企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、対抗措置を発動できるものいたします。

この場合、下記6.(2)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。独立委員会は、この諮問に対して、対抗措置の発動が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、真に資するものであるか否かという観点に基づき、検討を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの事業経営上必要な資産（製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客との取引等）を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付行為を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付行為を行っている場合

会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの事業に当面関係していない不

動産、有価証券、その他の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）

なお、旧大規模買付ルールにおいては、「不適当な株式の買付行為である場合」等の恣意的な判断の余地がある条項が含まれていたため削除いたしました。

() 株主意思確認総会の承認に基づき発動する場合について、上記(1)(ii)と同様とします。

(3) 対抗措置実施の停止等

上記(1)または(2)に記載のとおり、対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置を講じることが適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で、独立委員会規程に基づき対抗措置の実施の撤回または変更を行うことがあります。

対抗措置の実施の撤回または変更を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに情報を開示いたします。

6. 独立委員会

(1) 独立委員会の設置

本大規模買付ルールに則って一連の手続きの進行が行われたか否か、並びに本大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える一定の対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が原則として最終的判断を行います。当該判断の合理性、公正性を担保するために、独立委員会の諮問を経るものとします。

独立委員会は、別紙1の「独立委員会規程」に従い判断等を行います。

独立委員会の委員は、当社社外役員および弁護士・公認会計士等の社外有識者の中から取締役会が選任いたします。

独立委員会の委員の員数は、原則3名とし、任期は、原則選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

本大規模買付ルールの更新時における独立委員会の委員の氏名およびその略歴は、別紙2のとおりであります。

(2) 対抗措置を発動する際の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。独立委員会は、この諮問に対して、対抗措置の発動が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、真に資するものであるか否かという観点に基づき、検討

を行います。独立委員会の検討は上記4.(2)「取締役会による評価・検討」にて記載した取締役会評価期間中に行われるものとしたします。その検討にあたり、独立委員会は、適宜必要に応じ、当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者等の助言を受けることができるものとしたします。独立委員会が、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行うにあたっては、特段の事情が無い限り、委員全員の出席のもとで、その最終的な決定を行います。当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、取締役会決議により行いますが、対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、独立委員会の検討内容・その進捗に関しては、独立委員会と協議の上、当社取締役会が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適宜・適時、その全部または一部を公表する場合があります。

但し、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」のとおり、独立委員会が、株主総会の承認を予め得るべき旨を留保した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の実施について株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。

7. 本大規模買付ルールの有効期間

本大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認により効力を発生し、本定時株主総会終了後3年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、改めて当該定時株主総会にてご提案させていただきます。本大規模買付ルールの有効期間中であっても、関係法令改正や金融商品取引所その他の公的機関の動向等により本大規模買付ルールの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、取締役会決議にて用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、直後の定時株主総会に付議し株主の皆様のご承認を得ることとしたします。

また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社取締役会で本大規模買付ルールを廃止または変更する旨の決議が行われた場合には、その時点で本大規模買付ルールは廃止または変更されることになります。

当社は、本大規模買付ルールが廃止または変更された場合、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報を開示いたします。

8. 本大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針および法令・判例等の要件等を踏まえた内容であること

本大規模買付ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を講じることができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、会社法、金融商品取引法その他の関係諸法令、裁判例等にも沿った内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本大規模買付ルールは、上記3.「大規模買付ルールの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(3) 株主意思を確認・反映させるものであること

当社は、本定時株主総会において本大規模買付ルールにつき承認可決の決議がなされることを条件として大規模買付ルールを更新する予定です。また、独立委員会が当社取締役会への勧告に際して、株主総会の承認を予め得るべき旨を留保した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の実施について株主の皆様のご意思を確認させていただく場合もあります。さらに、上記7.「本大規模買付ルールの有効期間」にて記載したとおり、本大規模買付ルールの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本大規模買付ルールを廃止または変更する旨の決議が行われた場合には、本大規模買付ルールはその時点で廃止または変更されることになり、その意味で、本大規模買付ルール存続の適否には、株主の皆様のご意向が確認され、反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本大規模買付ルールの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外役員および弁護士・公認会計士等の社外有識者の中から選任された3名以上の独立委員により構成されます。

当社株式に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記6.「独立委員会」にて記載したとおり、独立委員会は、対抗措置の発動が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、真に資するものであるか否かという観点から実質的かつ合理的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本大規模買付ルールの運用および対抗措置の発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益にかなうように本大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本大規模買付ルールは、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているも

のといえます。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「本大規模買付ルールの有効期間」にて記載したとおり、本大規模買付ルールは、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、大規模買付者はいつでも本大規模買付ルールを廃止することが可能です。従って、本大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本大規模買付ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

9. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

本大規模買付ルールの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的側面に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある各関係諸法令および金融商品取引所諸規則等に従って、適時適切な開示をいたします。

当社取締役会は、上記対抗措置の発動時には、株主および投資家の皆様が法的権利、または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付者については、当該対抗措置が講じられた場合、結果的に法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本大規模買付ルールの公表は、大規模買付者が本大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、具体的な対抗措置として、本新株予約権の発行を決議した場合であっても、発行中止、消却等の決定が行われる可能性があります。その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、その価格の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の発行に伴い株主および投資家の皆様に必要となる手続き

当社取締役会にて、対抗措置として本新株予約権の発行を決議した場合には、諸法令の定めに従い、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の所定の手続きを行っていただくとともに、これに伴う本新株予約権の申込の手続き、行使の手続き等を行っていただく必要があります。

上記の手続きにかかる具体的な方法の詳細は、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対して、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

注1：特定株主グループとは、下記(i)または(ii)を意味します。

()当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)

()当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の公開買付け等(同法第27条の2第1項に規定する公開買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

注2：議決権割合とは、下記(i)または(ii)の合計を意味します。

()特定株主グループが、注1の()の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとしたします。)

()特定株主グループが、注1の()の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)

議決権割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書または四半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができることとしたします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味いたします。

注4：以下の者は、大規模買付者に該当しないものとしたします。

当社が自己株式を取得したこと、または上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める本新株予約権を保有する者が、本大規模買付ルールのと定めるところによりこれを行なったことを原因として、当社の株券等を議決権割合で20%以上保有することになった者。但し、その者がその後当社株券等を取得した場合は本大規模買付ルールにおける大規模買付者とみなします。

当社の株券等を議決権割合で20%以上保有する者で、かつ、当社の事業活動の支配または当社の事業活動に対する影響力の行使を目的としない者であると当社の取締役会が判断した者。

注5：重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味いたします。

以上

「資料」

大株主の状況

氏名または名称	所有株式数 (千株)	持株比率(%)
第一生命保険相互会社	4,711	7.20
株式会社みずほ銀行	2,443	3.73
株式会社南悠商社	1,884	2.88
株式会社北洋銀行	1,750	2.67
オエノンホールディングス従業員持株会	1,664	2.54
メロン バンク エービーエヌ アムロ グローバル カストディ エヌバイ	1,537	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,351	2.06
日本証券金融株式会社	1,177	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	1,107	1.69
農林中央金庫	1,054	1.61
計	18,679	28.57

(注)1.表示単位未満の数値は端数を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は自己株式(219,057株)を控除して計算しております。

独立委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本大規模買付ルール」という。）における独立委員会の円滑な運営を図るため、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(権限および義務)

第 2 条 独立委員会は、当社取締役会の本大規模買付ルールに定める対抗措置（以下「本プラン」という。）の発動に先立って、買付け等の内容に関する情報に基づき、買付者等による買付け等が第 10 条に定める発動事由に該当するか、本プランを発動することが相当と認められるかを検討し、当社取締役会に対し本プランの発動の是非について勧告を行うことができる。

2 独立委員会の検討は、本大規模買付ルールに基づき当社取締役会の評価期間中に行われるものとする。

3 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料および当社取締役会によるこれらの情報に対する評価等、独立委員会における決議および勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。

4 独立委員会の委員（以下「委員」という。）は、前各項に定める事項につき、善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

(構成者と役割)

第 3 条 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2 独立委員会は、委員全員をもって構成する。

3 委員は、3 名以上とする。

4 委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。

(1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下合わせて「当社等」という。）の取締役（但し、社外取締役を除く。以下同じ。）、または監査役（但し、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者

(2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でない者

(3) 当社等との間に特別利害関係がない者

(4) 実績ある法人経営者等、弁護士、公認会計士、若しくは有識者またはこれらに準ずる者

5 独立委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上のために、真に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならない。専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

2 社外取締役または社外監査役であった委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、委員の任期も同時に終了するものとする。

(開催)

第 5 条 独立委員会は、第 6 条の規定に基づき、各委員が招集した際に、開催する。

2 前項の規定に係わらず、平時においては定期的に年 2 回（原則、第 2 四半期・期末決算報告

の時期とする。)は、開催し会合を行うこととする。

(招集権者)

第6条 独立委員会は、各委員が招集する。

2 当社代表取締役社長(代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた他の取締役。以下同じ。)は、各委員に独立委員会の招集を要請することができる。

3 前項の規定による請求があった日から3日以内に独立委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役が独立委員会を招集することができる。

(招集通知)

第7条 独立委員会の招集通知は、各委員に対し開催日の3日前までに発信する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第8条 独立委員会は、委員全員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

(決議方法)

第9条 独立委員会は、委員全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。但し、委員がやむをえない理由により欠席した場合には、委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

2 委員が独立委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で第13条に定める事務局に届出なければならない。

3 議案に関し特別の利害関係がある委員は、決議に加わることができない。

(勧告)

第10条 独立委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由(以下「発動事由」という。)のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告する。

(1) 本大規模買付ルールに定める手続を遵守しない買付け等である場合

(2) 本大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、次の から までに掲げる行為等により、当該大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)

会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの事業経営上必要な資産(製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客との取引等)を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付行為を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社または当社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付行為を行っている場合

会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券、その他の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行う場合(いわゆる強圧的二段階買収である場合)

但し、独立委員会は、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存在しなくなった場合、または、上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止または撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

- 2 前項の勧告をする場合には、決議の結果と理由を記載した書面をもって、速やかに行わなければならない。
- 3 当社取締役会は、前2項の独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行わなければならない。
- 4 独立委員会の検討内容およびその進捗に関しては、独立委員会と協議の上、当社取締役会が株主の判断のために必要であると認められる場合には、適宜・適時、その全部または一部を公表することができる。
- 5 独立委員会は、第1項の勧告に際して、当社の株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付すことができる。
- 6 本条各項に定める事項に関連して当社取締役会が必要と認める場合、任意に独立委員会に対して諮問できるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、当該諮問にかかる事項について検討し、当社取締役会に対して勧告する。

(諮問)

第11条 独立委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、会計監査人または従業員並びにグループ各社の役員および従業員等を独立委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 独立委員会は、当社の費用負担で、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。)および有識者等の助言等を得ることができる。

(議事録)

第12条 独立委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を2通作成し、出席した委員が記名押印する。

- 2 議事録は欠席した委員に対し、速やかに回覧する。

(事務局)

第13条 独立委員会の事務局は、戦略法務室とする。

(報酬)

第14条 独立委員会の委員の報酬は、独立委員会が協議の上報酬総額を決定し、取締役会に請求することができる。取締役会および監査役会は、独立委員会が定めた報酬総額が社会通念に照らし著しく不相当でない限り、これを承認しなければならない。各委員に対する報酬額については、独立委員会が決定する。

- 2 前項の規定に係わらず、平時においては、当社の社外取締役および社外監査役以外の委員の報酬は、委任契約で定めるものとする。
- 3 前各項の規定に係わらず、当社の社外取締役および社外監査役である委員に対する報酬は、当社から受ける報酬等を含めるものとする。

(本規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、当社取締役会の決議による。

附 則

本規程は、平成22年3月26日から施行する。

「別紙2」

委員の氏名および略歴(予定)

氏名 安久 寿(やすひさ ひさし)

略歴 昭和34年 4月 公認会計士 安久甚二郎事務所入所
昭和38年 4月 公認会計士開業(現在)
昭和46年 4月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所
平成13年 7月 新日本有限責任監査法人 代表社員(平成14年 6月退任)
平成15年 3月 当社社外監査役(現在)

氏名 飯田 剛史(いいだ たけし)

略歴 昭和38年 4月 株式会社東芝入社
平成 9年 6月 同社取締役
平成12年 6月 同社取締役、専務
平成15年 6月 同社取締役、代表執行役副社長
平成16年 6月 同社取締役、監査委員会委員長
平成18年 6月 同社常任顧問
平成20年12月 同社顧問
平成21年 3月 当社社外監査役(現在)

氏名 梶谷 剛(かじたに ごう)

略歴 昭和42年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
昭和60年 4月 第一東京弁護士会 副会長、日本弁護士連合会 常務理事
平成 2年 1月 日本弁護士連合会 事務次長(平成 3年12月退任)
平成 5年 5月 第一東京弁護士会 司法問題研究対策委員会 委員長
平成10年 4月 日本弁護士連合会 副会長、第一東京弁護士会 会長
平成11年 5月 第一東京弁護士会 司法修習委員長、財団法人日弁連法務研究財団 理事
平成16年 4月 日本弁護士連合会 会長(平成18年 3月退任)
梶谷綜合法律事務所 主宰者(現在) 当社 顧問弁護士(現在)